

○赤木正雄君 緑風会では、只今中村君の今お話の通りで……。

○小川久義君 じやもう一応私どものほうで話合つて見ます。

○委員長(山田佐一君) それではこれは決せずにおきまして、委員長懇談会の結果を見て又。

○中村正雄君 常任委員長懇談会があるのだから、そこで報告をしなければいかんから、今きめたほうがいいのじやないかと申上げてゐるのです。

○委員長(山田佐一君) 小川君きめてしまつていいですか。保留でなしにきめたいとおつしやる。委員長懇談会に報告してしまいたいというのですか。

○木村守江君 中村君のお説に賛成いたします。

○三浦辰雄君 併しこれは小委員会できめたように行つたほうがいいと思ひます。

○委員長(山田佐一君) この委員会関係経費の配分に関する件は小委員長通り決しまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○委員長(山田佐一君) 国家公安委員の任命につき同意を求める件がありますが、官房長官が見えておりませんから、官房長官がお見えになつてからにしておきます。

○中村正雄君 もう議題が済めば本委員会は散会願つて、あと会期が相当ありますが一応三月も終りに近づいておりますので、明日から定例日以外も毎日日本会議を開くという態勢をとつてもらいたいと思ひます。

○委員長(山田佐一君) それでは只今

中村君の報告のごとく、明日から毎日定例日以外も本会議を開くということに決しまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。さよう決しました。

○事務局長(近藤英明君) 今お配りいたします資料は、この前の議院運営委員会が官房長官が法案について説明いたされた資料を印刷して参りましたのでお配りいたしておきますから、ちよつとお受取りの上御質疑願ひます。

それからこれが済みましてから只今の懲罰委員長の辞任の件を今日やつて頂きたいというお申出がございますのでこれから小委員会にこのまゝちよつと切換えて頂きたいと思ひます。

○委員長(山田佐一君) それでは運営委員会はこれを以て散会いたします。

午前十時九分散会
出席者は左の通り。

委員長	山田 佐一君
理事	愛知 揆一君
	鈴木 恭二君
	中村 正雄君
	鈴木 直人君
	大隈 信幸君
委員	上原 正吉君
	木村 守江君
	中川 幸平君
	小笠原二三男君
	赤木 正雄君
	小宮山常吉君
	杉山 昌作君
	小川 久義君
	三浦 辰雄君
	兼岩 傳一君

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

事務局側

参事(事務局長) 近藤 英明君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(議事部長) 河野 義克君
参事(警務部長) 丹羽 春月君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君

三月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案(衆)

一、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第九條中「千円」を「三千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国会閉会中委員会が審査を行う場

合の委員の審査雑費に関する法律案
国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に応じて日額千五百円の定額によつて審査雑費を受ける。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律(昭和二十三年法律第八十九号)は、廃止する。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第五條第八項及び第九項中「手当」を「職務雑費」に改める。
第七條第二項を次のように改める。

事務局に参事二人及び主事三人を置く。
第十六條第九項及び第十項中「手当」を「職務雑費」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第七條の改正規定は、同年七月一日から施行する。